

「平成の政治改革」と公明党・創価学会(4)

平野 貞夫
元参議院議員

「安倍国葬」は亡国の道

岸田文雄内閣は、9月27日に「安倍元首相の国葬」を挙行することを決定した。現憲法下の法理的検討もなく、内閣府設置法という行政所掌法から「内閣で国葬を決定できる」という内閣法制局の見解で判断したものである。これは国家としてあるまじき行為で、連立政党の公明党はなぜ反対しないのか。それは創価学会の意向なのか、とすれば大問題だ。

もし岸田内閣の閣議決定どおり「安倍元首相国葬」が行われた場合、その閣議決定に同意した閣僚は全員、憲法99条の「憲法尊重擁護義務違反」と言える。「国葬問題」はこのような発想で論議すべきである。日頃、自民党の行き過ぎを止めると公言してきた公明党の責任は重大である。「安倍国葬」は日本国亡国の

道という点から、自民党と公明党に警鐘を鳴らしておきたい。

「国葬」の本質

わが国で「国葬」といえば、1926(大正15)年の明治憲法下に、天皇の勅令によって定められた「国葬令」から由来するものだ。明治時代から大正期のそれまで先例として、皇族関係と国家の功労者の死に対して、国の儀式として国費で行う葬儀のことであった。それを「勅令」として天皇の大権から発せられる命令で、法律と同じに整理したものだ。したがって明治憲法の基本原理、天皇主権国家に功労のあった者を条件・基準としていた。

敗戦と共に定められた新憲法の原理は、国民主権・

基本的人権・平和主義の三原理。「国葬令」といった天皇主権下の全ての原理は否定され、「国葬令」なるものは当然に廃止された。これに代わる制度をつくる動きもなかった。「国葬令」は廃止されたものの、ある整備すべき問題があった。それは天皇制の存続に関係することだ。そこで皇室典範で「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う」(第25条)と規定した。行政府としては、これを「国葬に相当する法規定」と理解していた。

この解釈・運用が議論されることが起こった。1951(昭和26)年2月、貞明皇太后(昭和天皇の母、大正天皇の皇后)が崩御された時である。新憲法下とはいえ「国葬」とすべしとの声が上がった。第三次吉田茂内閣の時である。内閣は大論議となり「新憲法の精神と法制度もないとして国葬としない」と、判断したのは吉田首相だ。そこで「大喪の儀」という名称とし、経費は皇室費外から支出した。

その後、新憲法下では「国葬とは皇室典範25条による、天皇の崩御が相当する」という考えが定着していた。ところが16年過ぎて、「超法規による国葬」が行われることとなる。

吉田元首相国葬の経緯

1967(昭和42)年10月20日、吉田元首相が89歳で逝去した。第二次佐藤栄作内閣時であった。愛弟子の佐藤首相は東南アジア歴訪中で、フィリピンのマニラに逗留中。木村俊夫官房長官からの連絡を受け、「吉田元首相を国葬とする」よう命令した。木村官房長官は「国葬の法制度がない」と伝える。

佐藤首相は、当日の10月20日午後3時ごろ、衆院副議長室に在室の園田直副議長に電話で「吉田元首相を国葬とするよう」命令してきた。当時は現在のように衆参両院議長・副議長は党籍を離脱していなくて、自由民主党籍のままであった。園田副議長は、池田勇人内閣以来国会対策委員長で名を挙げ、野党との話し合いのパイプ役として、自社55年体制を象徴する人物であった。私は園田副議長秘書役だった。

佐藤首相と園田副議長の電話の横にいた私は、佐藤首相の異常な心理状況が耳に入ってきた。「国葬の法制度のないことは知っている。野党が納得すれば超法規でやれるんだ。社会党が理解すれば、公明と民社は乗る。社会党を直ちに説得しろ」等、滅茶苦茶な指示

だった。園田副議長は困った顔をしない。政治家として、こんな時挑戦する特殊な神経の持ち主だ。「わかりました、直ちに動きまます」と返事をした。

園田副議長は、その日のうちに社会党の山本幸一書記長と柳田秀一国対委員長と個別に会談した。山本書記長と園田副議長は、池田内閣以来の親友で、「園田・山本・春日一幸（民社）」といえは、「自社55年体制」の談話国会運営を取り仕切っていた主役である。園田―山本、園田―柳田会談の二つの会談に私も同行した。園田副議長は、佐藤首相からの気持ちを説明し社会党内のまとめを要請した。

山本書記長と柳田国対委員長は、兩人ともほとんど議論なく「園田副議長には、何時も世話になっていゝ。話はわかったので党内をまとめると、同じ趣旨の返事であった。園田副議長は社会党の状況を、福田赳夫自民党幹事長に電話で伝える。福田幹事長はその情報を記者懇談会で話したようだ。翌朝の新聞に「吉田国葬に三野党合意か」との見出しで報道され、社会党が大騒ぎとなる。

社会党では、河野密副委員長が「吉田国葬」に反対で、同月21日（金）、山本書記長に事情を確かめる。

10月31日の「吉田元首相国葬」は、竹入義勝公明党委員長の献花の順番が司会者のミスでとばされ、佐藤首相が池田大作創価学会会長に電話で謝罪するハプニングがあった。献花には社会党は河野副委員長、民社党は西村栄一委員長が出席して行い、共産党以外は国葬に同意した事になった。私の感想だが、吉田元首相は自分が国葬になったことを怒っていると思う。貞明皇太后を「国葬」としない判断をしたのが、吉田首相だったからだ。

安倍国葬は日本国憲法の葬式

岸田首相は「安倍国葬」を決めるについて法的根拠があると公言しているが、まったく問題とならない。「吉田国葬」の前例が政治的根拠といえる。本来8月20日付毎日新聞で、井上寿一学習院大教授が「吉田茂の例が示唆するもの―安倍元首相の国葬」に、野党を説得することの大事さを示唆されている。佐藤首相が「衆院副議長をとおして、野党第1党の社会党説得が功を奏した」と述べ、当時の園田直副議長を評価している。

実はこの説得には、自社55年体制が花咲き社会党が

翌22日の朝刊各紙によると、山本書記長の記者団への説明は「社会党は意思表示はしない」とし、個人的意見として「国葬とは初めてのこと。国会の議決を求めべきだ。緊急なら議運委の議決でもよい。閣議決定だけでは適当でない」と述べている。

佐藤首相は同月21日、「10月23日（月）に臨時閣議を開き、31日に国葬を行うことを決定するので、それまでに野党の了承をとれ」と指示する。あわてたのは社会党。この指示が出たのは金曜日の午後。社会党は23日の午前、国会対策委員会を開くことになる。

23日（月）の社会党国対委は「党の大勢としてやむなし」との意見となる。そして柳田国対委員長から「前例としないこと。国葬問題は今後、議運委で検討する」等と総括した。臨時閣議は、午前9時半から開かれ「31日に武道館で吉田元首相の国葬を行う」と決定した。社会党は党内の批判に説明するため、この日両院議員総会を開いた。国対委での内諾を与えた等批判が暴発した。執行部は「内諾ではない。関知しないことだ」とか、「前例としない。今後議運委で検討する」と弁明した。勝間田清一委員長体制は苦境に立たされた。

政権交代を忘れて、表野党・裏与党の二重人格を始めた時期で、園田副議長の説得をスムーズに了承したことは、次の機密があった。この年の6月、社会党大物の横路節雄議員が急死した。家族3人が東京で暮らす住宅を、社会党国対委員長で議運委員の柳田秀一が園田副議長に「弔慰金の範囲で購入できるように配慮してくれ。これは社会党国対委としての要請だ」とのこと。

この要請を実現するため私は散々苦勞し、石神井住宅公団用地の販売住宅数百倍の抽選物件で、建設大巨の記者用特別枠を見つけ購入できるようになる。その直後の「吉田国葬」で、山本書記長も柳田国対委員長も、園田副議長の説得を了承するしかなかった。これが憲法を冒瀆した日本政治の実態である。

現憲法で「国葬」の条件を法制度化することは困難なことだ。あえて言えば、憲法の基本原理を生かし発展させた功績の人物を対象とすべきである。岸田首相が強行する「安倍国葬」は、歴代首相の中でこれほど憲法原理を冒瀆し違反した政治家は他にいない。もし「安倍国葬」が強行されるなら、それは「日本国憲法の葬式」であり、日本亡国の日だ。